## スポーツ少年団登録団の施設利用について

スポーツ少年団は、社会教育団体であることから、ふれあいセンター等の使用料が10割減免となっております。(附属設備使用料は減免なし)



今年度より、登録を完了した団(施設を利用する団)には<u>登録証明書</u>を 事務局より発行いたします!!

今年度登録を事務局で確認した後、ふれあいセンター・公民館を利用している団は事務局までご連絡ください。(※事務局渡しまたは郵送。)

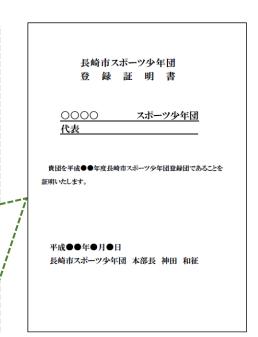
## ≪平成30年度からの流れ≫

4月1日:登録受付開始

登録完了後、事務局まで連絡。

登録証明書を発行。

ふれあいセンター・公民館を利用する際に 登録証明書を提示して利用。



- 〇平成30年度より、ふれあいセンター・公民館を利用する際には<u>必ず</u> 登録証明書を提示してください。
- ○ふれあいセンター・公民館を利用している団は、早めに登録を完了させてください。
- ○平成30年度登録完了前に施設を使用する予定がある団は、3月中に 事務局までご連絡ください。(※先に登録証明書を発行いたします。)

その他ご不明な点等ございましたら事務局(<u>TEL:095-824-3728</u> 担当:沖中) までご連絡ください。